# 司法書士法第三条第二項第一号の法人を定める省令 （平成十五年法務省令第四十三号）

司法書士法第三条第二項第一号の法務省令で定める法人は、同法第六十二条第一項に規定する日本司法書士会連合会とする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。